

## 令和3年度第1回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和3年6月14日(月) 午後2時00分～午後3時00分

2 会議の場所 岡崎市役所西庁舎 5階 502会議室

### 3 会議の議題

- (1) 諮問第1号 岡崎市屋外広告物条例第11条第7項に基づく適用除外の指定について
- (2) 諮問第2号 景観重要建造物(旧野村家住宅(米屋))の現状変更の許可について

### 4 会議に出席した委員(8名)

学識経験者	島津 達雄
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	長谷川 明子
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	後藤 仁
各種団体	河内 利弘

### 5 事務局

都市政策部まちづくりデザイン課	課長	市川 正史
都市政策部まちづくりデザイン課	副課長	小林 雄一郎
都市政策部まちづくりデザイン課	屋外広告物係係長	森田 菊雄
都市政策部まちづくりデザイン課	屋外広告物係技術員	林 弘成
都市政策部まちづくりデザイン課	景観まちづくり係係長	井尻 智久
都市政策部まちづくりデザイン課	景観まちづくり係技師	尾崎 秀彰
都市政策部まちづくりデザイン課	景観まちづくり係主事	神尾 実沙
都市基盤部公園緑地課	公園活用係主査	森 大輔

### 6 会議の公開について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明が行われ、公開となった。

### 7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として中根委員及び横山委員を議事録署名者に指名した。

## 8 諮問第1号 岡崎市屋外広告物条例第11条第7項に基づく適用除外の指定について

議長が諮問第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（まちづくりデザイン課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

中根委員

資料01 ページ 「7 諮問の内容」の告示案について、岡崎市屋外広告物条例第11条第7項を読むと、「施設又は物件」欄は籠田公園が正しいのではないかと。立看板は、施設又は物件に表示する広告物又は設置する掲出物を示すのではないかと。

事務局

籠田公園内の広告物を全て認めるのではなく、立看板に限定したいため、このような案としている。今後、「都市公園法第〇条で指定された施設に表示する立看板」のような指定ができるとうまいと考えている。

瀬口会長

中根委員による条文の解釈の方が正しいと思う。

事務局

告示案に関しては、過去の告示文を参考に作成したもの。これから市の法規担当と相談して決めていく予定だが、籠田公園内の立看板だけ表示できるようにしたいと考えている。

瀬口会長

例えば歩道橋の場合、歩道橋への広告物の表示を許可するという指定をしていて、表示内容に関しては別途許可等していると思われる。条例は、岡崎市の有する公共施設全てに関係するものなので、籠田公園以外の施設等にも適用できる表記をすべきではないかと。

事務局

本議題は、籠田公園を岡崎市屋外広告物条例第11条第7項の規定に基づく適用除外の施設に指定して良いかという諮問。実際には、籠田公園内の立看板だけに限定したいと考えている。

中根委員

それを示したいのであれば、「施設又は物件」を籠田公園とし、「表示する広告物又は掲出物件」を立看板として告示するのが良いと考える。

事務局

承知した。

横山委員

補足資料1 ページ目 「3 籠田公園を取り巻く情勢」について、地域の声として「公園内に広告を出したい」とあるが、具体的には誰が要望しているのか。

事務局

周辺店舗や連尺通の方。

横山委員

イベント案内ではなく、店舗案内のために表示したいということか。

事務局

そのとおり。

瀬口会長

広告物のデザインについて諮問すべきではないか。

事務局

広告物の表示内容を替える度に景観審議会を開催するのは難しい。そもそも籠田公園内の広告物は、市の許可を得なければ表示できないため、施設管理者である公園緑地課とあわせ、当課でもデザインコントロールを行っていく。

瀬口会長

名古屋市のバス停では、そのような運用をしている。

島津委員

今後は、補足資料も当日追加ではなく事前郵送してほしい。

桜城橋は公園だが、今後籠田公園のように広告物の表示ができるようにするのか。

事務局

要望等があれば、また本審議会で諮ることになる。

河内委員

資料に立看板の数が明記されていないが、立看板はL、Mの計4つで確定か。広告料収入を得るために設置数が増えていくことはないか。

事務局

公園緑地課で募集する数を決めていくが、審議会で諮っている以上、設置する立看板の数を増やすことはない。

#### 河内委員

告示や条文等に設置数を規定するべき。また、まちづくりデザイン課と公園緑地課で調整してきちんと連携を取っておく必要がある。

説明資料 02 ページについて、ササゴイ営巢中の広告物があるが、実際に籠田公園にきて、巢を作ることがあるのか。

#### 事務局

昨年度ササゴイの巢が見られた。今年もくるのではないかと考えている。

#### 瀬口会長

広告料はいくらか。立看板の費用は広告を出す人が負担するという理解で良いか。

#### 事務局

金額はこれから設定していく。広告料収入の一部でも、施設の設置費用に充てられると良いと考えている。

#### 河内委員

一部負担となると、広告物の設置基準を満たしていないのではないか。あらかじめ告示で金額を提示しておくのはどうか。

#### 事務局

前提として、岡崎市屋外広告物条例第 11 条第 7 項に基づく適用除外を指定しなければ広告物は出せない。まずは、籠田公園を適用除外に指定し、その後、広告物の中身に関する検討をしていく。また、公園緑地課所管の条例でも制度を整理する必要があり、これからさらに検討していくところ。

#### 瀬口会長

籠田公園の維持管理等の費用を捻出するためではなく、公園周辺店舗からの要望で適用除外とするのか。そうであれば、「公益上必要」な理由とはなにか。

#### 事務局

籠田公園から周辺店舗への誘導が目的。立看板自体が、公共サインを表示するという公共的目的をもつ物件であり、そこに民間の広告物も表示するという整理。今回検討している内容での広告料収入は、籠田公園の維持管理費を負担できるほどではないと考える。

瀬口会長

立看板自体に公共性があり、そこに表示する民間広告物の広告料収入には期待していないということ。

事務局

広告料収入で公共サインの費用を全て賄うほどの期待はしていないが、少額でも軽減が図れると考える。

河内委員

表示する広告物の大きさは固定か。

事務局

そのとおり。広告料の額に応じて、表示できる広告物が増えるということはない。あくまで、周辺店舗へ誘導し、賑わいを創出することが目的。

島津委員

QURUWAエリアを盛り上げるための取組みという理解で良いか。

事務局

にぎわい創出の面もあるとの理解で良い。

瀬口会長

では、設置する立看板は資料のとおり4カ所とするので、表示できる広告物の数の制限を規定すること。広告物のデザインに関しては、まちづくりデザイン課における屋外広告物の許可申請での確認だけではなく、別途協議等の仕組みを検討すること。また、広告料については、次回以降に報告等してほしい。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、条件付きで原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

## 9 諮問第2号 景観重要建造物（旧野村家住宅（米屋））の現状変更の許可について

議長が諮問第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（まちづくりデザイン課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

瀬口会長

確認だが、旧野村家住宅（米屋）は登録有形文化財ではないか。

事務局

登録有形文化財ではない。岡崎市景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物に指定している。

瀬口会長

現状変更を行うための手続きとしては、本審議会の許可があれば良い。

ここへ来る途中に藤川を通ってきたが、2軒ほど建て替えされていた。藤川地区も少しずつ更新が進んでいる。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

## 10 その他連絡事項について

事務局

次回、岡崎市景観審議会は9月頃に開催予定。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和3年度第1回岡崎市景観審議会を閉会した。